

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第16号

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、使用料、加入金等</u> （第14条— <u>第30条</u> ）	第4章 <u>料金、使用料、加入金及び負担金</u> （第14条— <u>第31条</u> ）
第5章 貯水槽水道（ <u>第31条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第32条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第32条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第33条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第5条（略）	第5条（略）
2（略）	2（略）
3 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	3 条例第10条第2項の規定により、 <u>第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
4・5（略）	4・5（略）
<u>第4章 料金、使用料、加入金等</u>	<u>第4章 料金、使用料、加入金及び負担金</u>
（加入金）	（加入金）
第22条 条例別表第3第5項の企業長が定める額は、次のとおりとする。	第22条 条例別表第3第3項の企業長が定める額は、次のとおりとする。

(略)

2～7 (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第24条 給水申込者は、水道施設の新設等を必要とするときは、規模、位置、時期等を記した申請書又は事前協議書を提出しなければならない。

2 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用（以下「その他の費用」という。）

3 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法につ

(略)

2～7 (略)

(開発行為の事前協議)

第24条 条例第41条の2の規定により、配水管の新設若しくは布設替又はその他の水道施設の新設又は変更の工事を必要とする場合は、当該工事の申込者は、開発の規模、位置、時期等を記した申請書又は事前協議書を提出しなければならない。

いては、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

4 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

5 企業長は、第1項に規定する申請又は事前協議（以下この条において「申込み」という。）を受け内容を審査し、事業運営に支障がないと認めるときは、第2項の規定により水道施設の新設等に要する費用の額を決定し、給水申込者に納付させる。ただし、費用は前納とし、納入通知書の発行から30日以内に納付しなければならない。

6 前項の規定により水道施設の新設等の工事を施行するときは、必要に応じ企業長と給水申込者との間で協定を締結するものとする。

7 水道施設の新設等の工事に相当の変更が生じたときは、第5項で決定した費用の額との差額を還付し、又は追徴するものとする。

8 給水申込者が第5項の規定により指定する期限までに費用を納付しないときは、申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（開発負担金の額の決定等）

第25条 企業長は、前条に規定する申込みを受け内容を審査し、事業運営に支障がないと認めるときは、第3項の規定により施設の設置に必要な開発負担金の額を決定し、工事の申込者から納付させる。ただし、開発負担金は前納とし、納入通知書の発行から30日以内に納付しなければならない。

2 前項の規定により工事の施行を認めたときは、必要に応じ企業長と当該工事の申込者との間で協定書を結ぶものとする。

3 開発負担金の額は、次に掲げる費用に

ついて、設計金額に基づき算出した額の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 間接経費

(5) 業務諸費（前各号の合計額の20パーセント以内とする。）

4 前項に定めるもののほか、特別に費用を必要とするときは、その費用を加算する。

5 工事に相当の変更が生じたときは、第1項で決定した開発負担金の額との差額を還付し、又は追徴するものとする。

6 工事の申込者が第1項の規定により指定する期限までに開発負担金を納付しないときは、前条に規定する申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

7 条例第41条の2第1項の工事において、企業団が配水管の優先布設工事をした場合、当該工事の申込者及び布設後当該配水管から分岐を受けることにより利益を得る者から受益の限度において工事負担金を徴収することができる。

(水道施設の新設等の工事の施行及び譲渡)

第25条 水道施設の新設等の工事の設計及び施行は、企業長が行う。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、工事の施行について企業長が指名する事業者の中から給水申込者が選定した者により施行することができる。

2・3 (略)

(料金の収納方法)

第26条 条例第43条の3のその他の企業長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)～(3) (略)

(開発行為に伴う工事の施行及び譲渡)

第26条 条例第41条の2第1項の工事の設計及び施行は、企業長が行う。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、工事の施行について企業長が指名する事業者の中から工事の申込者が選定した者により施行することができる。

2・3 (略)

(料金の収納方法)

第27条 条例第43条の2のその他の企業長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1)～(3) (略)

第27条～第32条 (略)

第28条～第33条 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。